

第3章 子どもの権利条例の広報・啓発についての提言

第1節 総論的提言

【提言1】 条例を知る機会・学ぶ機会を増やす

- (1) 毎年、全児童生徒に対して、条例パンフレットを配布すること。
- (2) 人権尊重教育の取組の中で、条例を意識し、活用すること。
- (3) 子どもの日常生活のなかで、条例が目に触れる機会を増やすこと。
- (4) 子ども施策に関わる広報紙・ホームページなどあらゆる媒体において、条例に関する記述を盛り込むこと。

【現状】

2011（平成23）年3月に実施した「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」（以下、実態・意識調査という。）の結果によれば、条例を「知っている」と回答する子どもは全体で10.6%であり、年代別に見ると、小学生世代で14.2%だが、中学生世代で8.7%、高校生世代で7.4%と年齢が上がるにしたがって減少し、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」という、条例理解についてあいまいさを示す回答が小学生世代21.6%、中学生世代27.6%、高校生世代40.0%と増加している。条例制定から12年が経過し、この間、条例の広報・啓発活動が多様に展開されてきているにもかかわらず、条例が十分認知されているとはいいがたく、年齢が上がるにしたがって認知度があいまいになる傾向が見られる。

このような傾向が見られる原因として、子どもの主たる生活の場である学校での広報が効果的であるところ、現在行われている学校での広報・啓発活動が量的に少なくなっていることが挙げられる。実際、「行政との対話」（2012（平成24）年8月実施）によれば、子どもに対して条例パンフレットの配布は、現在、小学4年生・中学2年生・高校1年生に対して年1回行われるのみであり、この点について、「子どもとの対話」（2012（平成24）年8月実施）では、子どもから「年に1度、数年に1度では忘れてしまう」という意見が挙げられた。条例が制度としてある程度定着してきた現在、条例認知度や理解度をさらに向上させるためには、現在行われている広報・啓発活動では、条例を知る機会や学ぶ機会が不十分であることが考えられる。

【提言の主旨】

条例の広報・啓発を進めていく上で、学校の果たす役割は非常に大きい。例えば、実態・意識調査の結果によると、条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答した子どもの条例認知の手段として、「学校で配布されたパンフレット」（51.8%）「学校の先生の話」（43.6%）という回答が、「ポスター」（8.5%）「新聞・テレビなど」（8.5%）といったその他の回答よりも圧倒的に多かった。このような結果は、多様な文化的背景をもつ子どもや不登校の子どもに対するヒアリング調査結果（2011（平成23）年7月実施）、「子どもとの対話」における子ども意見、川

崎市こども会議が実施した「平成23年度第10期川崎市こども会議アンケート調査結果」でも同様に明らかになっている。つまり、学校・教師が子どもに働きかける活動の中で、条例が意識し活用されれば、条例の認知度・理解度の向上が期待できると考えられる。以下のとおり条例の広報を量的にも質的にも増やすべきである。

子どもに対して大きな影響力を持つ学校において、前述のような取組を行っていくと同時に、また、日常的に条例が目に触れる機会を増やし、条例を意識させることも重要であることから、日頃から子ども・保護者・教職員にとって条例が身近に感じられるよう、以下に挙げるような環境整備の工夫を行うことも重要と思われる。

(1) 毎年、全児童生徒に対して、条例パンフレットを配布すること。

年齢の上昇にしたがって、条例認知度が下がったり、あいまいになったりするということは、現在行われている小学校4年生・中学2年生・高校1年生に対して年1回行われる条例パンフレットの配布は、条例の認知度・理解度を向上させるのに不十分だということである。そこで、子どもが最低、年に1度は条例に触れることができるように、毎年、全児童生徒に対して、条例パンフレットを配布し、子どもが継続的に、繰り返し、条例を意識できるようにすることが重要である。

(2) 人権尊重教育の取組の中で、条例を意識し、活用すること。

人権尊重教育は、条例制定以前から、川崎市では子ども・保護者・教職員を対象として多様に展開されてきたが、条例が制定されて以降、子どもの権利に関する学習については、条例の趣旨に則った一人ひとりの人権を大切にす教育としては、さまざまな形で行われてきたものの、子どもの成長に応じて、条例やその条文の理解を進める教育は十分に行われてこなかった。条例は子どもの権利をわかりやすく表現しており、条例に基づいて市が整備した子どもの権利保障の仕組みも整備されている。人権尊重教育の取組の中に条例が位置づけられ、条例が意識され活用されていけば、条例の認知度・理解度の向上を期待できるとともに、いっそう人権意識を育むこととなり、ひいては確かな人権保障につながることを期待できる。

具体的には、実際に条例パンフレットを配布する際、配布するのみで終わらずに、条例の意義、条例によって保障されている権利や具体的な制度（川崎市子ども夢パーク、川崎市こども会議、学校教育推進会議、人権オンブズパーソンなど）について教師からわかりやすく説明を加える、あるいは、現在、学校で毎年11月の「子どもの権利に関する週間」に行われている取組の中で、条例について取り上げていくことも有効であろう。

また、川崎市では豊富に人権教育がなされ、その教材の中では条例に基づいた記述部分が散見されるが、それらと条例の関係は示されていない。教職員が条例と結びつけた授業と児童生徒指導を行えるよう、人権教育の教材においても条例をはっきり位置づけていくべきである。

(3) 子どもの日常生活のなかで、条例が目に触れる機会を増やすこと。

子どもの日常生活の中で、条例が目に触れる機会を量的も増やすべきである。例えば、子どもが多く時間を過ごす学校の全教室や、子どもの居場所である公共施設等に、条例のポスターやリーフレットを掲示したり、子どもが日常携帯する中・高等学校の生徒手帳等に、子どもの権利条例の内容を掲載したりするなど、日頃から、子どもの身近な生活の中で、条例が自然に子どもの目に触れるように環境を整えていくことも、条例の認知度を向上させ、条例の理解、さらに子どもの権利保障につながることとなり、有効であろう。

(4) 子ども施策に関わる広報紙・ホームページなどあらゆる広報媒体において、条例に関する記述を盛り込むこと。

条例の広報媒体の工夫をして広報を行うべきである。媒体としては、現在、条例パンフレット・条例ホームページ以外にも、子育てガイドブック、イベントちらし、イベントカレンダー、市民・こども局人権・男女共同参画室発行の広報紙「Titti(ちっち)」等があるが、その他で例えば人権オンブズパーソンのパンフレットやカード、各区で発行される広報紙や各区ホームページ等、さまざまな広報媒体に条例に関する記述を盛り込むことも、条例がより多くの人の目に触れる機会を提供できる点で効果的であろう。また、こうした媒体を通じて条例の仕組みが活用できるようにする工夫も重要であり、たとえば、QRコード等を掲載し、より詳細に必要な情報を携帯電話などで取得し、子どもが必要としている社会資源につながりやすくするような工夫が必要である。

[提言2] 広報・啓発の対象を広げる

- (1) 小学3年生以下の子ども（幼児を含む）についても広報・啓発の直接的な対象とし、年齢に応じた広報・啓発の工夫を行うこと。
- (2) 乳幼児の保護者、乳幼児の保育・教育に携わる教職員、保健師、その他子育て支援に携わる職員、ボランティア活動者等に対する広報・啓発と研修を充実させること。

【現状】

虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るためには、保護者をはじめ、教職員、保育士、保健師、その他子育て支援に関わる職員、ボランティア活動者等、子どもに直接関わるおとなが、権利侵害を早期に発見するとともに、これを未然に防止する必要がある。また、子どもが、権利侵害されたことを自覚し、助けを求めることができるようになることが重要である。そのためには、おとなも子どもも、子どもの権利について理解する必要がある、両者に対して条例を活用した権利意識の普及・啓発が重要となる。

これについて、「市民との対話」（2012（平成24）年8月実施）を通じて、とりわけ、子

どものなかでも乳幼児の保護者や、乳幼児の保育・教育に関わる職員や教職員、子育て支援に携わる職員、ボランティア活動者に対する広報・啓発が不十分であり、条例に関する研修がほとんどないことが指摘された。また、小学校新入生の保護者については、学校で条例パンフレットは配布されるものの、条例について学ぶ機会は特に設けられていない、さらに、子どもに対する条例の広報・啓発活動は、就学前の子ども、小学1年生から3年生の子どもは対象とされておらず、小学1年生から3年生については、子どもの権利学習資料「かがやき」（小学校低学年用）を使用した学習は行われているものの、資料では、条例があるということや条例そのものについては触れられていないという現状が明らかになった。

【提言の主旨】

虐待、体罰、いじめは、小学3年生以下の子どもにとっても深刻であることから、この年齢の子ども及び子どもに関わるおとなに対して、権利意識と権利についての知識を普及・啓発するために、条例の広報・啓発を行なっていくことは重要である。そこで、以下の具体的提言を挙げる。

（1）小学3年生以下の子ども（幼児を含む）についても広報・啓発の直接的な対象とし、年齢に応じた広報・啓発の工夫を行うこと。

年少の子どもも自分の権利に対する侵害への気付きが大切である。子どもの年齢に合わせて、子どもが理解しやすいように、内容や方法を工夫して広報・啓発を行う必要がある。例えば、ぬりえ・シールブック・絵本などの形式は、子どもが楽しみながら知ることができ有効であろう。このように、子どもが興味をもって知ることができる教材の開発が早急に検討されるべきである。

（2）乳幼児の保護者、乳幼児の保育・教育に携わる教職員、保健師、その他子育て支援に携わる職員、ボランティア活動者等に対する広報・啓発と研修を充実させること。

虐待・体罰・いじめの予防及び早期発見のためには、川崎市が子どもの権利を大切にし、子どもの救済の仕組みや子どもの養育や教育について支援の仕組みを整えていることを知らせることが大切である。市は、これらを条例で整備している。乳幼児世代の子どもに関わるおとなに、条例を広報し、これを通じて子どもの権利について啓発することは、こうした意味において非常に有効である。乳幼児健康診断、子育てサロン、子育てひろば、子育て支援センターにおいてこうした広報・啓発に積極的に取り組むべきである。また、保護者に対しては、母子健康手帳、「かわさきし子育てガイドブック」における条例に関する記事の掲載は有効であることから、これを工夫の上継続的に行うとともに、区においての保護者向け子育て情報誌等に、条例についての記事を掲載していくべきであろう。

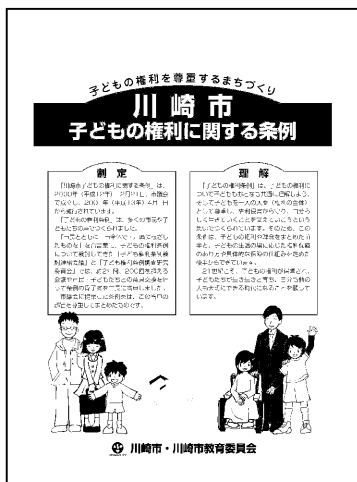
また、乳幼児の保育・教育に携わる教職員、保健師、その他子育て支援に携わる職員、ボランティア活動者等に対しては、こうした広報に応じて、条例に関する研修をさらに充実させていく必要がある。

〔提言3〕 広報・啓発のコンテンツと方法を工夫する

- (1) 子どもの意見を取り入れ、子どもにわかりやすく興味もてるような資料を作成すること。
- (2) 権利学習の方法を工夫すること。
- (3) より多様な広報媒体を検討すること。

【現状】

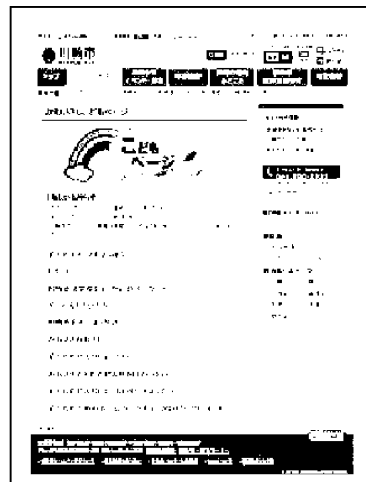
【A】



【B】



【C】



条例全文を掲載しているパンフレット 条例の概要を紹介しているパンフレット 川崎市「こどもページ」

子どもに対する条例の広報・啓発のために、【A】【B】の条例パンフレットが毎年活用されてきた。しかし、その内容について「子どもとの対話」では、「(特に【B】に比べて【A】は)文字が多くてとっつきにくく、あまり記憶に残らない」という声が多数聞かれ、条例パンフレットが配布されても、ページをほとんど開くことなく、その他の配付資料に紛れ、場合によっては紛失の可能性もあるような実態が見えてきた。このような状況では、条例パンフレットはほとんど意味が失われ、広報・啓発の効果を期待できないことは明らかであり、早急に改善が望まれるところである。

また、条例はホームページでも公開されている。川崎市ホームページには「こどもページ」【C】があり、そこには条例の情報のほか、子ども向けイベント情報、施設情報、悩みを相談したいときの相談先電話番号等が公開されている。しかしながら、「子どもとの対話」では、活用している子どもはおらず、「こどもページ」の存在を知っている子どもも大変少なく、パンフレット同様、広報・啓発の役割を果たせていない現状がある。

【提言の主旨】

条例の広報・啓発の方法として、ポスター・パンフレット・ちらし等の資料やホームページの効果はそもそも大きい。それは、望ましい広報の仕方を尋ねた実態・意識調査の結果でも明らか

になっている。「ポスター・ちらし・パンフレット」(41.8%)という回答は、「子どもの権利の授業」(52.8%)の次に多い回答であり、子どもの年齢が上がるにしたがって、「インターネットなどで宣伝」という回答も高くなっていった。有効な媒体でありながら活用されていないのは、子どものニーズにあったコンテンツであるかどうか、子どもが利用しやすいコンテンツになっているかどうかについて問題があると思われることから、その内容を工夫すべきである。

また、条例パンフレット、ホームページ以外の効果的な方法として、「子どもとの対話」からは、条例について説明を聞くだけの受動的な学習方法ではなく、ワークシートへ自分で書き込みをしていく方法(子どもの権利学習資料—低学年用「かがやき」を使用した授業)や、身体を動かすワークショップ形式、いじめにあった子どもの保護者の体験談を聞く会等の具体的な方法が挙げられており、子ども自身が多くの提案を持っていることがうかがえる。

こうしたことを踏まえ、条例パンフレットやホームページのコンテンツを、子どもにわかりやすく興味をもてるように、また、子どもがこれを利用し、主体的に関わりながら学習できるように、以下のように工夫すべきである。

(1) 子どもの意見を取り入れ、子どもにわかりやすく興味をもてるような資料を作成すること。

パンフレット等の資料を作成する際は、子どもの意見を必ず取り入れ、子どもにわかりやすく興味をもてるコンテンツにする必要がある。例えば、条例パンフレットはカラーページにする、イラストを増やす、マンガを活用するなど、視覚的な工夫、クイズ形式にする、書き込み式にする、絵本形式にする、といった活用を想定した形式に関する工夫、子どもがイメージしやすい権利侵害場面を挙げ、そこから条例について説明していくような内容面での工夫をすることも考えられる。(「子どもとの対話」で聞かれた子ども意見と、実態・意識調査の子ども自由記述より)

また、このような工夫を施した条例関連資料を作成する際は、活用場所・場面を想定し、単に配布されるだけで終わらぬよう、活用のための工夫が凝らされなければならない。作成に関わった部署とこれを利用・活用する部署がうまく連携できるよう、関係部署間の協議が必要不可欠である。また、市民レベルでの活用を念頭に置いた行政と民間団体との連携も重要である。

(2) 権利学習の方法を工夫すること。

権利学習の目的は、子どもの権利についての知識を得ることにとどまるものではなく、子どもが自分の権利を知り、具体的生活場面でよりよくこれを行使できるようにすることである。そのためには、条例の資料・教材を活用した権利学習の方法についても工夫が必要である。資料に自分で書き込みをしたり、身体を動かしたりしながら、子どもが参加しながら学んでいく形式は、子どもの印象に残りやすい。そこで、すでに小学校低学年で活用されている書き込み式の権利学習資料をその他の学年でも活用する、「CAP(子どもへの暴力防止プログラム)」をはじめとしたワークショップ形式を権利学習に多く取り入れながら条例を学習し

ていく、権利に関する劇やダンスを上演するなど、子ども参加型の権利学習の方法を、より工夫して実践していくことが重要である。

(3) より多様な広報媒体を検討すること。

現在あまり利用されていない「こどもページ」のコンテンツを全面的に見直し、子どもにとってわかりやすく興味をもてる内容を「こどもページ」に盛り込み、更新の頻度を上げる以外に、QRコードを活用するなど、利用しやすく活用可能な工夫（提言1（4））、さらに、例えば、携帯サイトを開設する、フェイスブックやツイッターを活用する等、時代に合った広報のあり方を前向きに検討していくことも重要である。その際、子どもが受け手になるだけではなく、送り手としても参加できるよう、子どもの参加のもと、工夫していく必要がある。

【提言4】 子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうか定期的に評価する

- (1) 子どもの権利学習資料の学校における活用事例を教職員間で共有するとともに、これを通じて子どもに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。その際は、教職員のみならず、子どもに対しても必ず実施すること。
- (2) 条例の広報・啓発に関わる事業を推進している部局は、事業を通じて、子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。

【現状】

子どもの権利をよりよく保障していくために条例の広報・啓発の取組を進める際、子どもに権利や条例が伝わっているかどうか、いかに伝わっているかを定期的に把握することは、取組の課題を分析して改善を図っていくうえで必要不可欠である。この点について、「行政との対話」では、例えば人権尊重教育の実施状況に関して、教職員向けアンケートは2010（平成22）年度初めて実施されたことが報告されたが、子どもに対しては、内容が届いているかの検証・フィードバックは実施されていないため、条例及び子どもの権利についての内容が子どもに伝わっているかどうかを把握できていないことが明らかになった。同様に、条例の広報・啓発に関わる事業を推進している部局は、事業の実施状況に関する調査は実施しているものの、事業が対象とする子どもやおとなに、権利や条例が伝わっているかどうかの効果についての評価やこれに基づくフィードバックを実施していなかった。

【提言の主旨】

権利や条例が子どもやおとなに伝わっているか、いかに伝わっているかについて、広報の効果について評価をし、取組の改善を図っていくために、具体的に以下のような提言を挙げる。

(1) 子どもの権利学習資料の学校における活用事例を教職員間で共有するとともに、これを通じて子どもに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。その際は、教職員のみならず、子どもに対しても必ず実施すること。

今年度初めて実施されたという、子どもの権利学習資料(「かがやき」(小学校低学年用)「みんな輝いているかい」(小学生版)「わたしもあなたも輝いて」(中学生・高校生版))の活用実態については、単年度の実施にとどまらず、今後は、定期的に教員に対する調査を実施していく必要がある。また、子どもに対する調査も定期的に実施し、子どもの権利及び子どもの権利条例についての学習効果について評価し、改善に努める必要がある。

(2) 条例の広報・啓発に関わる事業を推進している部局は、事業を通じて、子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。

広報はそれを実施したかどうかにとどまらず、その効果が重要であることから、効果について評価したかどうかを事業のなかに組み込むべきである。事業が対象とする子どもやおとなに対して、定期的に調査を実施し、フィードバックする体制を整えていく必要がある。